

令和7年第1回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月4日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1 番	谷 川 暢 一 君	2 番	川 島 富士夫 君
3 番	西 村 毅 君	4 番	倉 谷 明 君
5 番	増 井 文 雄 君	6 番	藤 田 正 美 君
8 番	熊 谷 勘 信 君	9 番	島 津 秀 樹 君
10 番	辻 岡 正 和 君	11 番	坂 本 豊 君
12 番	今 井 富 雄 君	13 番	北 原 武 道 君
14 番	松 本 孝 雄 君		

2. 欠席議員

な し

3. 欠 員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡 本 隆 司 書 記 堀 田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	会 計 管 理 者	三 宅 宗 左
総 務 課 長	竹 内 正	総合政策課長	岸 本 晃 浩
観光商工課長	田 中 啓 司	税務住民課長	中 西 みや子
環境安全課長	中 村 辰 也	福 祉 課 長	山 口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池 田 和 哉
建 設 課 長	吉 村 卓 也	上下水道課長	飛 永 浩 志
産業振興課長	中 村 和 幸	パレア文化課長	山 本 裕 之
歴史文化課長	松 宮 登志次	教育委員会事務局長	宮 田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 1 号 令和6年度若狭町一般会計補正予算（第6号）

日程第 4 議案第 2 号 令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 6 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

(午前 9時29分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、西村 毅君、4番、倉谷 明君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は4名の皆さんから通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、4番、倉谷 明君、8番、熊谷勘信君、2番、川島富士夫君、13番、北原武道君の順に質問を許可します。

4番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、10時31分までとします。

○4番（倉谷 明君）

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

大項目2点の質問をします。

まず1点目は、感染症に対する予防接種についてお伺いします。

昨年末頃は、インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎、りんご病などの感染症が身近なところで感染したとの話を聞くことが多くありました。特にマイコプラズマ肺炎は、福井県内の基幹定点医療機関からの報告によりますと、定点当たり患者報告数が例年と比較して高い状況が継続していました。インフルエンザに関しましては、町のホームページにインフルエンザ警報発令が出ていました。また、同時期には、依然として新型コロナへの感染者も多いようでした。

国の健康を感染症から守るため予防接種法という法律により、公的な仕組みとして実施される予防接種の制度が定められています。

そこで質問です。

約20種類の感染症の全国の感染状況は国立感染症研究所のホームページから、都道府県ごとの1医療機関当たり感染者数を確認できますが、町としては、インフルエンザ、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎などの感染者数やその傾向を把握していますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、御質問にお答えします。

感染症の発生を予防し、そのまん延防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる「感染症法」により、医療機関は感染症と診断した際は、種類に応じて保健所へ届け出ることになっております。

本町では、議員御指摘の感染症のほか、新型コロナウイルス感染症など、第1類から第5類まで指定された感染症の発生状況やその傾向について、毎週福井県より発表される「福井県感染症発生動向調査速報」で、二州と若狭管内における定点当たりの患者数を把握しており、状況に応じて町民への注意喚起の実施など必要な対応を行っております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。毎週更新される「福井県感染症発生動向調査速報」からですね、福井県のホームページ「福井県感染症情報」から入っていただけます。ここには、緊急情報としてインフルエンザ警報も出ていましたし、そのときは町のホームページにも警報発令が出て注意喚起していましたので確認していました。

一つ残念でしたのは、町の公式LINEからは発信されていなかったと思います。公式LINEもぜひとも活用していただきたいです。

予防接種の接種状況について何点か質問します。

最近では、風疹にかかった人の9割近くが大人だったということです。特に問題なのが、妊婦への感染です。そこで、家族を守るため、風疹ワクチン接種を子どもの頃にワクチンの定期接種の機会がなかった1962年、昭和37年4月2日から1979年、

昭和54年生まれ男性について、2025年2月末までの間に限り、全国で原則無料での抗体検査と予防接種が受けられる措置がなされていましたが、町内にはどれだけの対象者がいて、接種率はいかがだったでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、御質問にお答えします。

風疹は感染力の強い病気であり、妊娠中の女性が妊娠初期に風疹ウイルスに感染すると、胎児が目や耳などの障害を含む先天性風疹症候群に罹患する可能性があります。

そこで、国では昭和52年から将来妊婦になる可能性のある女子に、あらかじめ免疫をつける方針を取り、女子中学生を対象に風疹ワクチンを公費で接種することとし、後に平成7年からは、男女の幼児を対象に公費で接種を行ってまいりました。

しかし、公的な予防接種を受ける機会がなかった年代の男性の風疹患者が増加したことにより、令和元年度より、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対して、公費で風疹抗体検査を実施することになりました。

これにより、本町におきましても、国の指針どおり職場の検診や医療機関で検査が受けられる体制をとってまいりました。

公費で検査を受けられるのは、令和7年2月末まででございましたが、令和6年12月末時点で対象者は約1,500人で、そのうち772人約51%の方に検査を受けていただいております。その中で、抗体の数値が低い方は約36%で、そのうち約84%の方に風疹予防接種を実施していただいております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。検査を受けられた方は51%でしたか。

しかし、そのうち抗体の数値の低かった人の大半が風疹予防接種を受けられたのは、自身の身を守るとともに家族への感染を予防し、将来自分たちの子どもたちを先天性風疹症候群から守るためにもありがたい行動だったと思います。

次の質問です。

今年度も10月から高齢者のインフルエンザと新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種が始まり、自己負担額がインフルエンザワクチン1,500円、新型コロナワクチン3,500円でした。それぞれ何人の方が接種されましたでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、御質問にお答えします。

今年度の高齢者のインフルエンザワクチン接種は、12月末時点で2,788人、対象者の約56%の方が接種されております。

また、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種は、同じく12月末時点で1,152人、対象者の約23%の方が接種されております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。インフルエンザは高齢者の6割弱でしたか。意外と低い印象です。

自己負担額も昨年度より安くなっていますが、このところの数年間は患者数が少なかったことから、警戒心が薄れていたのでしょうか。

新型コロナウイルスワクチン接種は更に低いですね。全額公費による特例臨時接種が終わり、定期接種となり自己負担になったのも大きいかもしれません。

しかし、ワクチン接種の費用は1回当たりおおむね1万5,000円ほどで、国は自己負担を抑えるため、1回当たり8,300円を助成してくれます。これによって自己負担額は最大でもおよそ7,000円となります。

さらに、若狭町では接種費用を補助して3,500円で接種できます。対象者の方には町から接種券が届いています。今月末までですので、まだの方はぜひとも接種していただきたいと思います。

次の質問です。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の経過措置は、2024年3月31日で終了しました。

これにより、令和6年度以降は、65歳のみが定期接種の対象となりました。

この経過措置の期間に何人の方が接種されましたか。また、対象年齢である65歳から5年ごとに接種することが推奨されていますが、令和6年4月1日以降、対象者以外の費用助成はありません。接種日において、満66歳以上の方は全額自己負担となりました。よって、65歳の方、60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある方、HIVヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方のみが定期接種の対象となります。高齢者肺炎球菌感染症は、予防接種法においては、個人の

発病や重症化予防に比重を置いたB類疾病に分類された疾病であります。

そこで町としましては、高齢者に対して実施している予防接種B類疾病のインフルエンザワクチンや新型コロナワクチンと同様に、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種への助成は検討されていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは御質問にお答えします。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種は、平成26年10月に定期接種に位置づけられ、接種の対象者を「65歳の高齢者等」として実施しつつ、それ以上の年代については、5歳刻みの年齢の方にも接種機会を提供する経過措置が設けられ、令和6年3月31日の経過措置終了までに3,518の方が接種されております。令和6年4月からは、65歳になられた方に対しては町の助成を継続し、これまでと同じ自己負担額の3,300円で接種できることとしており、対象者に接種券などを送付し案内しております。

なお、満66歳以上の方については、10年間の経過措置もあったことから助成は検討しておりません。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。そうでしたか、10年も経過措置があったんですね。

では、65歳で届く接種券で逃さず接種していただくのがベストですね。

それでは次に、感染症ではありませんが、子宮頸がん予防接種について伺います。

小学校6年生から高校1年生までの女子が定期接種として受けられます。

ワクチンの種類や年齢によって2回から3回接種する必要があります。

しかし、予防接種にはアナフィラキシーやギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎などの重篤な副反応が報告されていまして、接種をされない方が多いと報道されています。

誕生日が1997年4月2日から2008年4月1日生まれ、平成で言いますと、平成9年度から平成19年度生まれの女性は、2025年3月までHPVヒトパピローマウイルスワクチンのキャッチアップ接種として、公費助成による接種が可能です。接種は、合計で3回で、完了するまでに約6か月かかるため、2024年9月末までに接種をする必要がありました。

ワクチンの供給不足から今年度の期限内に接種を終えられない人が出てくる可能性があるため、厚生労働省は条件つきで期限を来年度まで延長する方針を決めたと昨年11月に報道されていました。

町には対象者が何人おられ、キャッチアップ接種をされた方はおられましたでしょうか。

また、これを逃した方の自己負担は幾らぐらいになりますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、御質問にお答えします。

平成25年から国が子宮頸がんワクチンの接種について積極的勧奨を差し控えたことにより、接種機会を逃した方、いわゆるキャッチアップ接種の対象者は平成9年度から平成19年度生まれの女子で648人となっており、そのうち、305人、約47%の方が12月末時点で接種を終えられております。

国では、令和7年3月31日にキャッチアップ接種を終了する予定でしたが、今年度に1回でも接種された方については、令和8年3月31日まで接種できるよう期限が延長されました。

町では対象者に通知し、期限内での接種を呼びかけておりますが、この期限までに接種できなかった場合は全額自己負担となり、接種費用については医療機関によって異なりますが、1回当たり2万8,000円から3万5,000円になると思われます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。対象者の約半数ですか。やはり重篤な副反応の報告を聞けば不安になるのは分かります。しかし、接種率は増加傾向にあるようです。今年3月で終了予定が令和8年3月末までの期限の延長をされるということです。1回でも接種された方は、機会を逃さず接種していただきたいと思います。

感染症に対する予防接種についての最後の質問です。

带状疱疹ワクチン定期接種への動きについて伺います。

80歳までに3人に1人は発症するとされています带状疱疹です。名前を聞いたことはありましたが、関心はありませんでした。

しかし、带状疱疹を耳にしたり、身近で感染したと話題になることがありました。

発症の原因は水ぼうそうのウイルスです。発症率は特に免疫力が低下した50歳以上で高くなるようです。発症し治療を受けたが、発疹が消えた後も痛みがあり、服がこすれても痛いそうです。

厚生労働省の発表では、政令の改正手続を進め、来年度以降、準備が終わった自治体から65歳以上の高齢者の希望者を対象に定期接種化するそうです。

対象は原則65歳になった高齢者とHIVヒト免疫不全ウイルスに感染し免疫機能に障害がある60歳から64歳の人で、既に65歳を越えている人については、来年度から5年間に接種できる機会を設ける経過措置を導入する方針です。

これまで任意接種として全額自己負担だった1回当たりワクチンの接種により、1万円から4万円の費用の一部が交付税措置で補助されることになると報道されていました。

町には、定期接種の情報が入っていると思いますが、接種はいつ頃から可能になり、自己負担はいかほどになるのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、御質問にお答えします。

带状疱疹のワクチン接種については、予防接種制度の改正手続が進められており、今年4月より定期接種となり、65歳以上の方に接種機会を設けるための経過措置として5年間は65歳から5歳刻みの年齢の方が対象となる見込みです。

今後、予診票の準備や医師会等の医療機関との調整を行った上で接種券を送付したいと考えております。

ワクチンは大きく2種類あり、それぞれ接種回数や効果期間が異なり、接種費用については8,600円前後と、4万4,000円前後と想定しております。

他の予防接種と同様に必要な費用の一部として、国の普通交付税の算定基礎に加えられる予定で、その額は制度上、把握が難しくなっております。

なお、町の助成制度などについては、近隣市町の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。令和7年度の予算は4月の町長選挙も控えておりますので、骨格予算ですし、それもまだこれから3月定例会中に審議する予算です。公費での助成

がどれだけ出せるかは具体的に現時点では示せるものではないことは承知しています。定期接種、B類疾病、高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌等の予防接種並みの割合での負担になるよう予算配分いただき、そして、早期に接種券が対象者の手元に届くようお願いします。

また、感染症等予防接種に関するお知らせや広報は機会があるたびにされていますが、「延ばせ健康寿命」のためにも、病気の予防も大切ですので、町の集団検診の折にも丁寧に説明していただきたいと思います。

それでは、大項目２点目の質問に移ります。

公共施設のLED化の進捗状況についてお伺いします。

水銀灯の生産は２０２１年以降、一般照明用として禁止されています。

また、２０２７年末までに一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入も禁止されます。生産終了の背景には、水銀による環境汚染や人体への影響への懸念があるためです。

蛍光灯の２０２７年問題は、蛍光灯の品不足と値上がり、LED照明の値上げ、LED照明への切替え工事の難しさが挙げられています。対応策としては、LED照明への切替えが推奨されています。

LED照明は蛍光灯に比べ、消費電力が大幅に少なく電気代の節約に大きく貢献できるため、例えば道路のトンネル照明、集落内の街灯やコンビニ、デパートの照明、一般家庭でも照明のLED化がかなり早い段階から進んでいるというふうに感じます。

そこで質問です。

町が管理します公共施設のLED化の進捗状況はいかがでしょう。また、今後の計画とその財源についてお聞かせください。

○議長（辻岡正和君）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正君）

それでは、御質問にお答えします。

町が管理しております公共施設のLED照明への切替えでございますが、その進捗につきましては、直接管理し常に使用している８０施設のうち、全てLEDに切り替えているものは７施設で全体の９％、そのほかは、４０％に当たる３２の施設は一部切替えができており、５１％に当たる４１の施設はまだLED化に取り組めておりません。

また、建物ではございませんが、田上・無悪間の若狭トンネルの照明につきましては、平成２８年度にLED化しておりますし、町道の道路照明１３７基に関しましては、約６割に当たる８０基がLED化できております。

議員の御質問のとおり、一般照明用の全ての蛍光灯の製造は令和9年末までに終了することが決定しておりますので、蛍光灯をLED照明に切り替えていく必要がございます。

今後、LED照明に切替えができていない施設につきましては、若狭町公共施設等総合管理計画を踏まえながら、令和9年度末をめどに計画的にLED化していく予定でございます。

財源の確保につきましても、他の自治体の取組における財源など、その情報を十分に収集するとともに、交付税措置のある脱炭素化推進事業債など、有利な財源を活用して進めていく必要があると考えております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。現時点での公共施設のLED化は、全体のごく一部でしか実施されていないことが分かりました。LED化できないと使えなくなるわけではありませんし、使用頻度が低い施設もあり、省エネの観点からも費用対効果を考えてもすぐさま取替えをしないと問題が発生することもないと思われます。

しかし、令和9年度末をめどにと目標を掲げられました。現状は調査と費用の見積り、そして、実施は施設管理の担当課が受持ちとなると思います。

しかし、進捗管理と最終確認は総務課にてしっかりと進めていただきたいです。

最後の質問になります。

町全体の脱炭素カーボンニュートラルに向けた環境まちづくり推進事業を町民の皆さんにも考えてもらうきっかけの一つに、集落管理の公民館、集落センターの既存の照明を省エネ性の高いLED照明器具の導入に対する補助を行う考えはありませんか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町が取り組む脱炭素カーボンニュートラルに向けた環境施策につきましては、改定中の「若狭町環境基本計画（案）」において、「自然と人が共生するサステナブルなまち若狭町」を目指すべき将来像として推進することとしております。

「若狭町環境基本計画（案）」には、行動指針の一つに「環境意識の醸成」が掲げられ、持続可能な社会の実現に向けて、地域ぐるみでの環境教育や活動を推進することを

基本施策としております。

議員、御提案の集落センターへの省エネに向けたＬＥＤ照明の導入につきましては、町民への環境意識の醸成が図られると考えられ、令和６年度から実施しております「ＳＤＧｓ集落づくり推進事業補助金」では、集落センターや街灯のＬＥＤ化をはじめ、トイレの洋式化やバリアフリー化、畳の取替えや防災機器の整備など、集落センターの利用改善に向けた取組に多く活用いただいておりますので、このような補助制度を活用していただくことで、集落内での環境意識の醸成とＬＥＤ化の推進につながるものと考えております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○４番（倉谷 明君）

ありがとうございます。ＳＤＧｓ集落づくり推進事業補助金が集落センターや街灯のＬＥＤ化に活用できるのですね、勉強不足でした。

大きな項目２つ目の質問は、地球温暖化対策や環境問題に対するための町の環境施策への取組を理解してもらうための情報発信や普及啓発活動が必要だったとの思いからです。きっかけの一つにとの考えでした。

環境保全を考えるまちづくりを推進するために、参考となるよう実施展開した活動事例等を積極的に広報していただきたいです。

最後をお願いを申し上げ、私からの質問を終わります。

○議長（辻岡正和君）

次に、８番、熊谷勘信君。

熊谷勘信君の質問時間は、１１時２分までとします。

○８番（熊谷勘信君）

皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、今回は、保育所並びに保育園、小中学校のエアコン整備についてお伺いしたいと思います。

まず、文部科学省の令和６年度９月時点での全国の公立の小学校における普通教室、特別教室、体育館等の空調設備の整備率を見ると、普通教室では９９．１％、特別教室は６６．９％であるものの、体育館等に対するエアコン設備設置状況は１８．９％となっています。

そして、各都道府県別による福井県の状況は、普通教室では１００％、特別教室は６８．６％、体育館等は１．３％と極端な数値になっています。

そこで、本町の小・中学校の設置状況はどうなってるのか、保育園・保育所の設置状況と併せてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、小・中学校の設置状況についてお答えします。

小・中学校の普通教室へのエアコン設置率は100%となっております。

また、特別教室につきましては、全小学校の音楽室と理科室について、今年度、エアコン設置工事を実施し、小・中学校ともに全学校設置済となっております。

そのほか、家庭科室や図工室、図書室などにつきましては、学校によって設置状況が異なっている状況でございます。

体育館につきましては、空調設備は設置しておりません。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、町内に7か所ございます公立保育所の設置状況についてお答えします。

当初は、職員室とお昼寝をする3歳未満児の部屋を中心に設置しておりましたが、その後、順次エアコンの整備を進めさせていただき、現在では町内全園において、職員室と給食室に加え、乳児室から年長児クラスまでの全ての保育室にエアコンを設置させていただいております。

なお、保育所内で一番広く開放的な空間であります遊戯場につきましては、民間保育園の1園を除き、エアコンは設置されていない状況となっております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

それでは、次の質問です。

日本の平均気温は、長期的に見て上昇傾向にあり、1990年以降は平均気温との気温偏差が大きく高温な年が続いています。特に近年では、夏場での記録的な高温が見られ、それが初秋まで続き熱中症が社会的な問題となっています。

昨年12月には、阿部文部科学大臣が記者会見において、学校体育館の空調設備については、猛暑の深刻化を背景に、日常の児童・生徒の安全確保のため、整備を急ぐべきとの声が上がっています。2020年12月に決定された防災・減災、国土強じん化の

ための5か年加速化対策に基づき、災害時の避難機能強化を目的に2035年度までに95%の整備を目指すと発表されています。

教育環境の改善を図り、生徒と教員が快適で健康に過ごせるように、そして、災害時の対応の視点からエアコンの整備を検討していくべきと考えますが、今後の整備に向けた考えをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

近年、災害級の暑さとなる酷暑が続いており、県から「学校教育活動等における熱中症事故防止について」の注意喚起が発令されております。

教育委員会事務局では、一時的な防災機能を充実させるためのエアコン設置という視点ではなく、児童生徒が安全で安心して利用できるような環境を確保する上で、学校教育施設としてエアコン設置を進めており、先ほどの答弁のとおり、今年度は、小学校の音楽室、理科室の特別教室にエアコンを設置したところであります。

体育館へのエアコン設置については、現段階では、具体的な計画はありませんが、議員御指摘のとおり、災害時の避難機能強化の視点も有することから、環境安全課とも連携しながら今後のエアコン設置について工法や財源、運用にかかるランニングコスト等の調査を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

では、次の質問です。

小・中学校の体育館は、町内においても災害時の避難所の役割も担っており、そのためにも早期のエアコンの整備は必要であると考えますので、ぜひとも前向きに検討していただくことをお願いします。

一方で、体育館にエアシェルターを設置して災害時における避難対応を行っている近隣自治体もあります。昨年の能登半島地震における避難所の在り方を教訓として、エアコンの整備が難しい場合には、エアシェルターを設置し、避難所機能を高めることも有効な手段であると考えます。

町では、これまでに体育館へのエアシェルターの設置について検討を行ったのか、エアシェルター設置についての考えをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

エアシェルターにつきましては、原子力災害時に放射性物質からの被ばくを防ぐ放射線防護を目的とした施設であり、近隣自治体においても、体育館への導入事例がございますが、通常の一般災害とは区別された使用方法となっております。

国の原子力災害対策指針では、原子力発電所から大量の放射性物質が放出される可能性が高くなった場合に、原則として、原子力発電所から5キロ圏内は避難、本町が該当する5キロから30キロ圏内は、自宅や避難所等で屋内退避を行い、放射性物質の放出が一定量を超えたときに避難等を行うことになっております。

その中で、原子力防災対策の充実を図る取組として、エアシェルターなどの放射線防護施設を整備する補助制度があります。

現在、原子力規制委員会において、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームによる検討が行われており、今後、その報告がまとめられることになっております。

この報告に基づいて、国・県の防災計画等が修正され、本町におきましても防災計画を修正した場合に、その中で新たな対策の必要が生じてくれば補助制度と合わせて検討などをしていくことになると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

それでは、最後の質問です。

保育所並びに保育園へのエアコンの設備について、先ほどの答弁では、職員室をはじめ園児の教室には設置をしているとのことでしたが、みんなが集まる遊戯場への設置はできていないとのことでした。

小・中学校の体育館と同様に記録的な猛暑が続いている昨今の状況から言えば、保育所・保育園の遊戯場へのエアコンの整備も早期に行う必要があると考えます。

保育所運営においては、遊戯場の活用は欠かすことのできない場所であり、異常気象に伴う健康対策から、エアコンの設置の要望書が地域の保護者や民生委員などから連名により提出されていることもお聞きをしております。

そうした要望に応えるため、そして、町でも子育て支援を大きな柱として掲げている

中において、町内保育所・保育園へのエアコンを段階的にでも設置していただくことを願うものです。

町として、今後、どのように対応されるのかお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず今回、小・中・保育園の空調整備につきまして、国の動向も踏まえながら詳細に御質問をいただいておりますことにまずありがたく感謝を申し上げたいと思います。

また、最近の記録的な猛暑、また、異常気象につきましても、教育現場や保育現場で影響が及ぼされないか、こういったところを十分留意しながら運営に努めているところでございます。

保育所におきましては、国などが発表する熱中症アラートなどの気象情報だけでなく、各園独自に設置しております暑さ指数計でリアルタイムでの園の状況を把握し、危険な暑さに達するようなお昼頃からの時間帯につきましては、エアコン設備が整ったクラスごとの保育室などで涼しい場所での過ごし方というところを勧めているところでございます。

また、御質問にございました、気山・上瀬地域の代表者の皆様から昨年9月に御要望をいただいております気山保育所の遊戯場へのエアコンの設置、並びに、安全に配慮した換気対策につきましては、現地の状況を確認し、既に遊戯場の掃き出し窓に新たな柵を設置する対策につきましては、工事させていただいたところでございます。

現在、町内の公立保育所7園につきましては、建築後の年数経過による老朽化が進み、建て替えや大規模改修の時期に来ている園や少子化によりまして入所数が大きく減少している園もございますが、まず子どもたちにとって快適で充実した保育環境を整えるためにも、また、こういった異常気象に伴う災害・防災の観点からも、遊戯場に段階的にエアコンが設置できないか検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

いろいろと御回答ありがとうございました。

先日、「若狭町児童福祉審議会」は、子どもや若者、子育て支援施策の指針となる

「第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン（案）」を町長に答申されました。

そこで町長は、子どもたちが誰一人取り残されることなく、健やかに成長できるまちづくりを進めると答えられております。

なお、今年の天候では猛暑になるというふうな予測もされております。そういったことから、一日も早い対応をお願い申し上げまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、11時17分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、おはようございます。公明党の川島です。

通告書に従い、大項目で4点質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしく願いいたします。

まず大項目の1点目、災害時避難所の体育館空調設備、いわゆるエアコンになりますが、その整備について幾つかお伺いをします。

まず、先ほどの熊谷議員の質問で本町での体育館の設置状況というものがありまして、それについてはちょっと割愛をさせていただきます。

全国の避難所として使用されている公立の小中学校体育館全てに空調設備を整備することは、これまで公明党が強く政府に推進しているところでございます。それを受けて政府は、今、整備の加速化を進めようとしております。

その国が整備の加速化を進めようとしているところで伺いたいのですが、この国が行っている本年度補正予算において、空調設備整備臨時特例交付金というのがありまして、それを含む国と県の整備にどういったものがあるかお伺いをしたいと思います。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

学校体育館は災害時に避難所になることが多いものの、令和6年9月1日時点で空調設備の全国設置率は18.9%にとどまっております。

国では、学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、令和6年度補正予算において、体育館への活用に特化した空調設備整備臨時特例交付金を創設し、

空調整備のさらなる増加を加速させたいとしております。

補助要件としては、避難所に指定されている学校であることや、断熱性が確保されることとなっており、補助対象期間は、令和15年度までで対象工事の上限額は、7,000万円、補助率は2分の1となっております。

また、地方負担分についても充当率100%で、交付税算入が50%となる有利な起債を活用することができることから、設置に係る経費のうち、実質4分の3の財政支援が受けられるものでございます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

御丁寧な御答弁ありがとうございます。

ただいまの御答弁にもありましたように、国が空調設備整備臨時特例交付金を創設し、その周知と募集を既にかけています。

第1回目の募集は既に締め切れ、多くの自治体からの申込みがあったということです。

ところが本県にありましては、どこの自治体からも申請はされなかったということをお聞きしました。加えてこの2月にも募集をかけているそうですが、本町はどうして申請をされなかったのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

本町におきましては、現段階では、具体的な整備計画がないことから申請をしておりません。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。

この事業は、安全・安心な教育環境を確保するとともに、避難所としての機能強化を図る観点からも、公立小・中学校体育館への空調設備の整備はスピード感をもって行うべきだと考えます。

政府としては令和15年度まで臨時特例交付金を継続し、整備のペースを2倍に加速

することとしております。

また整備した体育館空調の光熱費については、令和7年度から普通交付税の措置がなされる予定だそうですので、積極的な整備計画の策定をお願いしたいと思います。

最後です。設備について提案をさせていただきます。御検討をいただければというふうに考えます。

災害時は道路の寸断でガソリンや灯油の供給が止まり、さらに、停電で電器が使えなくなることが課題となります。そんなときにL Pガスが非常に有用となります。

今、災害時対応型L Pガスバルク設備というのがあるそうです。ぜひ本町も国の補助制度を活用して、災害時最優先の避難所にこの災害時対応型L Pガスバルク設備の導入を御提案したいと考えます。御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

本町の指定避難所は、各小・中学校のほかに公民館や保育所等を指定しておりますが、エアコン等の空調設備が整備されていない避難所もあります。

空調設備の導入に関しては、令和2年度に指定避難所の環境改善を図るため、各地区に防災備蓄倉庫を整備し、その中に大型の扇風機、スポットクーラー、ファンヒーターと非常用発電機を配備しております。

L Pガスバルク設備ですが、L Pガスを備蓄するバルク貯槽と供給設備が一体となった設備で、非常用発電機やガス空調と併せて設置することで大規模災害により電気のライフラインが途絶えても、L Pガスによるエネルギー供給を行い、発電を継続することができます。

これまでの全国における災害発生の状況からも、指定避難所における多様なライフラインの確保は必要であると考えております。

今後、指定避難所となっている公共施設の大規模改修時等には、電源確保の観点から、L Pガスバルク設備の導入に関しましても調査研究をしていく必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。

ぜひ前向きな御検討をお願いいたします。

それでは大項目の2つ目、難聴の方に対する本町の窓口対応について幾つかお伺いをいたします。

本町の窓口対応で難聴の方、耳が聞こえづらくなった方とのコミュニケーションを取る際、どのように対応をされているのでしょうか。また対応の際に困ったことはありませんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、御質問にお答えします。

税務住民課窓口や上中サービス室にお越しになられた方が、職員との会話が聞き取りづらい場合、分かりやすい言葉を選びながらゆっくりと話をするなどの対応をしております。

どうしても会話では伝えづらい場合は、筆談で対応しております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。

多少なりとも窓口業務の方は御苦勞をしているのではないかと思います。

そこで御提案です。耳が聞こえづらくなった方の「聞こえ」を支えるのに便利な「軟骨伝導イヤホン」というものがあります。

このイヤホンは耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みです。耳への圧迫感もなくはっきり聞き取ることができると評判です。

本町の窓口にもこの軟骨伝導イヤホンの導入を御検討されてはいかがでしょうか。

今、県内でも幾つかの自治体が試験的に導入をされています。県外におきましても多くの自治体が導入をしています。耳が聞こえづらくなった方はどうしても何回も聞き直したり、声も次第に大きくなります。軟骨伝導イヤホンは耳の外側に当てて使用しますので衛生的にもいいし、お値段が安いことも魅力です。試験的な導入も含めてお考えいただけないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、議員、御提案のとおり、軟骨伝導イヤホンにつきましては、耳の軟骨を振動させることによって音を伝える技術を利用したものであり、イヤホンを耳の穴に入れることなく利用できるものでございます。

住民の皆様と職員とが双方でコミュニケーションを取りやすく、安心して会話をすることができる、また、そういった対応をさせていただくということはとても大切なことだと認識をしております。

県内では、福井市さんが軟骨伝導イヤホンを設置されたという事例もございますので、そういった利用状況を調査した上で導入について検討をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。

ぜひ、試験的にでもいいので前向きにお考えいただけることをお願いいたします。

次の質問に移ります。

高齢化が進むにつれ難聴の方も増えてきます。御自分で矯正するには補聴器が必要となります。ですが、まだまだ補聴器は高額でございます。そこで補聴器の購入に係る費用の一部でも本町として補助できないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えします。

補聴器購入費助成につきましては、現在2つの助成事業がございます。

1つ目は、聴覚障害の身体障害者手帳を所持されている方、及び、同程度の聴覚障害がある難病の方に対し、所得要件はございますが、補聴器の種類に応じた基準額に準じ、補聴器の購入、また、修理に係る費用を助成しております。

2つ目の助成事業といたしまして、身体障害者手帳交付の対象とならない、軽度・中等度の18歳未満の難聴児に対する補聴器購入費の助成もあり、若狭町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金として実施しているところでございます。

この2つの助成事業に該当されない御質問の、加齢性難聴に対する補聴器購入費の助成については、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものでございますので、

現在のところ行っておりません。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。

御高齢者全般に関わるとなると、現状無理という御答弁はよく分かります。今後の国や県の動向を待つよりほか、仕方がないのかもしれませんが、私も諦めません。

次の質問にいきます。

大項目3点目、本町の認知症施策についてお伺いをいたします。

昨年1月1日に施行されました「認知症基本法」、正式には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」といいますが、それには、都道府県と市区町村に対し、基本計画に沿って地域の実情に即した計画を策定するよう努力義務ではありますが課しています。このことについて御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えします。

認知症とは、アルツハイマー病やその他の疾患により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態を認知症と申します。

団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年、すなわち今年でございますが、全国で軽度を含め高齢者の5人に1人がこのような症状になるというふうな割合が推計されております。

認知症基本計画の策定についてですが、国では、令和5年6月に、認知症の方と共生社会を実現するために「認知症基本法」が成立しました。

また、令和6年12月にはこの法を受けて「認知症基本計画」が閣議決定されました。

これは、誰もがなり得る時代に、今後、地域実情を反映した自治体の施策計画を求めているものです。

福井県では、第9期、令和6年度から令和8年度が第9期でございますが、「福井県高齢者福祉計画」「福井県介護保険事業支援計画」の中で認知症基本法に基づいた推進計画と一体的に策定しております。

若狭町におきましても、この第9期の「若狭町高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」の中で、認知症計画について理解・知識の普及啓発、予防対策の実施、ケア体制の推進

などをうたっており、町の認知症施策としております。

今後、第10期、令和9年度から令和11年度になりますが、計画の策定準備に入ることにおきまして、認知症基本計画に示されている基本施策や重点目標に基づいて、アンケート調査なども行い、地域の状況や動向を踏まえてさらに現状に即した内容で一体的に策定してまいり所存でございます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。

御高齢者の5人に1人が認知症になるというお話です。

私も日頃から思い当たる点がございいますので、決して他人事とは思えません。

それでは、次に本町の取組についてお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えします。

認知症高齢者の状況につきましては、令和6年4月現在、福井県では、約2.8万人で高齢者全体の約12.3%、要介護認定者の約68.6%となっております。

若狭町でも、令和6年4月現在、要介護認定者で認知症の症状の見られる方が614人、高齢者全体の約12.5%、要介護認定者の約68.1%となっております。

次に、認知症対応の主な取組についてお答えをいたします。

まず理解啓発といたしまして、9月にはスクリーン投影で認知症を疑似体験できるバーチャルリアリティ講演会を実施しました。認知症本人の立場になって考えることができたとの感想を頂戴しております。

10月には、社会参加の機会も目的としまして、SDGsウィークの中で、イベント「オレンジday」を開催しました。オレンジと申しますのは、認知症のシンボルカラーでございます。

認知症カフェでくつろいで、生きがい発表の場としてのハンドベル演奏や趣味の発表など、また、高齢者の自動車運転についての講演会などを行いました。

2月には若年性認知症啓発映画「オレンジ・ランプ」をパレア若狭のホールにて上映し、約230人の方に御視聴いただきました。

地域の理解と支援づくりといたしまして、認知症サポーター養成講座を実施しており

ます。

講習を受けた地域ボランティアである「キャラバンメイト」と称しておりますが、その方々が講師となって、中学校をはじめ、サロンなどで毎年講習会を実施して理解を深めております。

相談対応でございますが、地域包括支援センターの窓口を中心といたしまして、介護などの高齢者の困り事について相談対応を行っております。

かねてより、窓口では認知症に関することは多く、また認知症が初期の段階での相談が増えてきており、関係機関への連携を図るなどの対応をとっております。

予防対策といたしまして、サロンなどにおいて認知症のリスクとなり得る、生活習慣病を予防するために、高血圧や高血糖状態改善のための保健指導や栄養指導、また、健康診断の受診勧奨を促しております。

ケア体制の一環といたしまして、認知症初期集中支援チームを設定しております。

これは、認知症症状が見られ、対応に困っているが保健・医療・介護サービスに結びついていない方を支援するために、専門職やサポート医が対応し、関係機関につなぐことを目的とする仕組みでございます。

実際にはほとんどの相談が介護などに結びつくため、チーム活動事例としては少ない状況でございます。

このように、あらゆる形で認知症に対応しており、社会問題の一つの身近な疾患として意識していただける取組を今後も継続してまいりたいと思います。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。

私も、先日、若年性認知症患者をモデルにした映画「オレンジ・ランプ」を鑑賞させていただきました。感動もし、涙もしました。

ですが、実話といいましても映画は映画です。

実際の現場で自分が主人公となったときに、果たして寄り添えるのか又は寄り添ってもらえるのか甚だ不安でございます。ぜひ、福祉課にはこれからも御尽力をいただきたいと強く感じています。

最後の質問に移らせていただきます。

大項目4点目「带状疱疹ワクチン接種について」ですが、先ほどの倉谷議員からの御質問、それによって今現在本町では、助成することは考えてないか検討するというお答

えでしたので、残念ですが質問のほうは同じでございますのでここでは割愛をさせていただきます。

ただ、先ほどの御答弁の中で、65歳以上の方が定期接種の対象ということでしたが、带状疱疹患者の約7割が50歳以上の高齢者だそうです。なので、50歳以上の高齢者を定期接種の対象としていただきたいと思います。

ぜひ検討に加えていただきたいをお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

次に、13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、11時48分までとします。

なお、北原議員より資料の提示が申出がありましたのでこれを許可しました。

○13番（北原武道君）

最初に、子どもを大阪・関西万博に無料招待する件について質問をいたします。

福井県は、小・中学生、高校生全員に大阪・関西万博の入場チケットIDを無料配布すると報道されています。

この無料配布というのは、どのように実施されるのか詳細について説明をお願いします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

大阪・関西万博の入場券の配布事業につきましては、県の2月補正及び令和7年度当初予算において予算計上されており、県議会で審議中であります。

今年度2月補正に計上されている事業につきましては、未来戦略課の「大阪・関西万博招待事業」として、1億3,641万円が計上されております。

個々の子どもの特性や才能を尊重し、個性に合ったパビリオンの訪問により、強みや意欲を引き出すことを目的として、県内全ての小中高の児童・生徒に大阪・関西万博の

チケットIDを配布するものです。

また、令和7年度当初予算に計上されている事業につきましては、義務教育課の「教育旅行における大阪・関西万博体験応援事業」として、340万円が計上されております。

こちらは、次代を担う子どもたちが最先端の技術や世界の文化等に直接触れる体験を提供することで、将来への夢と希望の実感、興味や得意分野の自覚、チャレンジ精神の養成などを促すとともに、国際的・科学的な学習機会を創出するもので、修学旅行等の校外学習にて大阪・関西万博を訪問する公立小中学校に対し、入場チケットIDを配布するものとなっております。

どちらも県の新規事業であり、当該事業の実施責任は福井県になります。

配布方法など詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、配布方法などについて御説明いたします。

まず、「大阪・関西万博招待事業」についてですが、4月に入ってから県により各学校宛てにチケットIDが配布され、参加される場合はウェブ上で入場手続きをしていただくことになると聞いております。

なお、交通費や子ども以外の入場券は、利用者の実費負担となります。

また、万博会期中に販売される一日券の価格は、4歳から11歳が1,800円、12歳から17歳が4,200円、18歳以上が7,500円になります。

次に、「教育旅行における大阪・関西万博体験応援事業」についてですが、こちらは、現在、県から町教育委員会事務局を經由し、町内の各小中学校に対し希望調査を実施しているところであります。

3月7日が県への申込み締切日となっており、希望した場合は、4月以降に県よりウェブ上で仮予約するためのログインIDとパスワードが学校へ送付される予定でございます。

希望実施日の10日前に、本予約の連絡が万博協会から学校に入り、ウェブで配信されるチケットを学校が印刷することになります。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

では、本町ではどのように取り組む予定なのか、あるいは、どのように取り組むことが想定されるのかお尋ねをいたします。

今、2つの場合があるということで、個人単位の場合ですね、つまり、行政サイドによる企画「大阪・関西万博招待事業」、それから、学校単位の場合、つまり、教育サイドによる企画「教育旅行における大阪・関西万博体験応援事業」ですね。

それぞれの場合についてお答えいただけますか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

「大阪・関西万博招待事業」並びに「教育旅行における大阪・関西万博体験応援事業」につきましては、どちらも県事業ではありますが、先ほど申し上げましたように県の実施手続に沿った形で小中学校へ県からの情報の周知などを行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

個人単位の無料招待、それから、学校単位の無料招待、どちらも、県から言われたことをそのとおり実行しますと、このような答弁でございました。

万博に子どもを招待する計画は近畿6府県、つまり、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県で、昨年度から事業化されております。

これらの府県では、基礎自治体、つまり、市町村は、ただいまお答えいただいた本町の姿勢のように府や県から言われるままに従っているわけではありません。

自治体独自に検討を行い、それぞれの自治体の方針をもって取り組んでおります。

まず学校単位、つまり、修学旅行や校外学習の場合について伺います。

近畿6府県における希望調査では、希望した学校はそれほど多くはありません。

特に大阪府の吹田市、交野市、熊取町などは、自治体判断として学校単位での参加を見送っております。学校単位での参加に関して、一般的にどのような点が危惧されているのか。また、その点、本町ではどのように捉えているのか。

教育長の認識をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

議員、御指摘のとおり、全国では自治体の判断として、学校単位での参加を見送っている自治体があるようです。

参加を見送る判断をしている理由としては、会場までの移動で混雑が見込まれるほか、昼食を取るスペースに空調設備のある場所が確保されていないなど熱中症対策に不安があり、団体の引率は難しいと判断していると聞いております。

現在、県から「教育旅行における大阪・関西万博体験応援事業」について、各学校に対し希望校調査が行われています。

当町としましては、各学校の意向を尊重するとともに、大阪・関西万博の情報を収集し、学校に提供をしながら児童・生徒の安全が第一であると考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

学校が希望して学校単位で万博に行くのですから、県の事業とはいっても引率の責任は学校にあると思います。

校長先生が誰か、学年担任の先生が誰か、まだ決まってもいないこの時期に、にわか、今ですね、参加を募るようなありさまでまともな学校行事ができるのか、大変心配されます。

プラスの面だけでなくマイナス面の情報もしっかりと学校に伝えていただきたい。このように要望をいたします。

次に、個人単位で万博に行く場合です。無料招待の実施責任は福井県にあるという答弁でございました。

この個人単位の場合ですね、これを事業化したのは、県の未来戦略課です。教育部局ではありません。

先ほど、県により各学校宛てにチケットIDが配布されるというような御説明でした。子どもへの入場チケットIDの配布は学校が行うのではなく、行政当局が直接行うべきです。見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

本事業につきましては、県での予算が認められ、事業化が進み次第、ＩＤの配布方法など詳細の把握に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○１３番（北原武道君）

今、県がどのような手順で配布するのか、詳細の把握に努めると、このような答弁でございました。

県がどう言おうが、若狭町では、学校を使って配布するな、行政が直接配布しなさい、私は、そのように主張しているわけでございます。

学校を通じて配布すれば、学校が、無料招待券をくれたとこのように受け止められかねません。

２月１２日の福井新聞、これでございます。「県民から異論続々」と題した記事が掲載されております。「家庭の事情で行ける子、行けない子が出るのが心配」「希望者のみに配り、希望しなかった生徒には図書券を配るなどの工夫を」などの投稿が相次いだと、こういう記事でございます。

大阪府寝屋川市では、全ての子どもに入場券ではなくて、入場券と同額の現金を給付するそうです。

また、２月２８日の福井新聞、これですね。「美浜町、万博へバス」とこういう記事でございます。

美浜町では、小・中学生と保護者が無料で乗れる万博会場往復のバスを運行すると報道しております。

これは、行けない子を減らすための手だてかと思います。

行ける子、行けない子問題に関して町長の所感をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えします。

前回開催された万博のときは私は生まれていなかったわけでございますけども、こういった万博が開催されると、間近に迫ってきております。ぜひ、最新の技術に触れてみたい、また、様々な世界の文化を体感したい、そういった期待感からも、今日はこの胸にもミャクミャクのバッジをつけさせていただいているところでございます。

今ほどの御質問にお答えをさせていただきます。

本事業につきましては、杉本知事が記者会見において、行ける、行けない子が出てくることは認識しているとした上で、国も万博をしっかりと進めようとしており、教育効果も非常に大きい。皆さんに御理解いただき、お子さんたちと一緒に行っていただくきっかけになればとコメントをされておられます。

先ほども御紹介いただきました隣の美浜町が町内の小・中学生を対象にバスを運行されるという情報もございます。

私といたしましては、万博に関して、現段階の情報量では判断いたしかねますが、子どもたちが最先端の技術や世界の文化等に直接触れる体験をして、未来への夢と希望を持ち、創造力豊かに成長する、こんなきっかけにもなるのが万博であり、若狭町の子どもたちがひとしく万博に行けることが望ましいというふうに現時点では考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

IDをもらっても家庭の都合で万博に行けない。無料入場券がこのIDでですね、手に入るという制度があっても役に立たない、そういう子が出ますよと、どうしますかということをおね、伺っているわけございまして、先ほどの知事の言い方も同じですけども、なるべく行ってほしいということでは、ちょっと答弁いただいたことにはならないかなというふうに思います。

無料招待の財源は国から交付される「地方創生のための交付金」です。使い残した金は、国に返還しなければならないんだろうと思います。

今のままの無料招待制度は欠陥品だと言えます。

行けない子には、地方創生交付金をファンドとして活用してですね、代替りのサービス、そのサービスの効果が地方創生に結びつくんだよという何かそういうサービスを検討できないか、していただけないかなというふうに思っているところでございます。

次の質問に移ります。

近年、西塚古墳の発掘と研究が行われまして、私も脇袋の古墳の歴史的価値を再認識したところでございます。

発掘と同時に西塚古墳の本体も、古墳本体、部分的には整備が行われました。

その結果、古墳らしい景観を呈するようになりました。

前方後円の方のほうはね、ありませんけれども、後円の丸いほうですね、円のほうは大分そういう形になりました。

数年前に外観整備が行われた上ノ塚古墳がこの西塚古墳の後ろに見え、脇袋集落が古

墳の里にふさわしい光景に近づいたと思います。

以前は、これが古墳と言われないと古墳には見えず、あたかも土捨場に雑木が生えたような、そんなような光景でございました。古墳整備に尽力されてきた関係者に敬意を表します。

ところで、脇袋集落内には、糠塚、中塚というまだ外観整備がされていない2つの古墳が存在しております。

今後、西塚の外形修復が進み、さらに、糠塚、中塚の整備が行われれば、まさに、古墳の里にふさわしい文化的景観を呈すると思われれます。

「若狭町文化財保存活用地域計画」これでございます。

この計画書では、脇袋集落自体を文化財と規定して、その文化的景観を保存活用する計画になっております。

脇袋古墳群の外観整備について今後の方針、スケジュールをお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えします。

まず、平成27年に「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産～御食国若狭と鯖街道～」が日本遺産の認定を受けました。

若狭町の国指定史跡であります、この日本遺産のテーマにおける最も重要な骨格をなす構成文化財が古墳群であるということでございます。

さらに、昨年7月には、全国初となる「日本遺産プレミアム」に選定をされ、若狭町の古墳群の歴史的意義とその価値が広く国内でも大きく認められているところでございます。

その中で、脇袋古墳群につきましては、瓜生地区の地区要望として古墳群を含めた総合的な環境整備を御要望としていただいているところでございます。

この古墳の保存活用に向けた町の取組と併せて、地元地域の皆様の機運醸成も重要であるというふうに考えております。

今年度におきましては、町制20周年記念事業の予算を活用していただき、瓜生地域づくり協議会の皆さんが「古墳を一望、膳部山登山口」という、大変立派な目立つ看板を整備してくださったということもございます。こういった取組が今後も増えていくことを私としても期待しております。

町といたしましても、現在は宮内庁の所蔵となっております貴重な出土品が発掘され

ている西塚古墳の重要性についてもしっかりと認識をしております。

本年度、町制20周年記念イベントとして、特別展「国史跡西塚古墳の世界」を実施させていただき、開催期間中の縄文博物館の入館者数は、7,076名でございました。

また、記念フォーラム「意外にすごい若狭の古墳」につきましては、130名の方に御来場をいただいております。

集落内に点在する史跡古墳群が作り出す景観は、脇袋古墳群が持つ大変貴重な特色であるというふうにも認識をしております。あわせて、日本遺産のストーリーや鯖街道を代表する熊川宿の町並みとも併せて他の文化財と関連づけた総合的な活用方針につきまして、今後も議論を進めていくこととしております。

この後、古墳群のそれぞれの現状につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

松宮歴史文化課長。

○歴史文化課長（松宮登志次君）

それでは、御質問にお答えします。

脇袋古墳群の外観整備につきましては、まず上ノ塚古墳では、平成27年に墳丘部に自生していた雑木の伐採を行っていること、また、西塚古墳を含め、令和6年度からは墳丘部の草刈り作業を町で実施し、2つの古墳の景観保全に努めております。

一方、中塚古墳では、墳丘部に形状上の問題があることや、糠塚古墳につきましては未指定文化財として土地の利用などがあったことなどから、それぞれ日常的な維持管理については古墳の土地所有者によるものとなっております。

結果、古墳ごとに管理方針に違いが見られることから、脇袋古墳群全体での維持管理の在り方について、現在、検討を進めているところでございます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

日本遺産プレミアムに全国でただ一つ選定された「御食国若狭と鯖街道」この中で古墳群は「海と都をつないだ往来文化の遺産」として重要な位置を占めている、このように認識をしている、こういう御答弁でございました。

「御食国若狭」は、塩や海産物を都に供給しておりました。

この地を治めていたのが膳臣の一族で、脇袋の古墳群は、膳臣一族の墳墓、お墓とされております。

我が国が国の形を形成し始めた、その頃から若狭地方は第一次産業、農水産業ですね、そして物流の拠点であったわけです。

そのことを目に見える形で現代に残しているのが脇袋の古墳群と言えます。

現代社会においてはどうでしょうか。

関西や中京方面から、美味しい食を求めて民宿客などが常神半島にやってきます。その道すがら、「鯖街道」熊川宿、そして「古墳の里」脇袋これらの景色を眺めれば、若狭町は「にわか作りの食の町」でないということに気がつくと思います。

私は、「食の町」若狭、若狭町をアピールする上でも、「古墳の里」らしい姿を見せ始めた脇袋集落の風景が、さらに「古墳の里」らしい風景になることを期待しているわけでございます。

脇袋古墳群について、保存方針や管理方針の検討を進めている、議論を進めていると、このようなただいまお答えでございました。

この「若狭町文化財保存活用地域計画」では、脇袋古墳群の保存・活用について、スケジュールも含めてある程度方向性は示しております。

しかし、今のお話では、現実的にはこの保存活用計画の実行にちょっと手間取っていると、このような印象を受ける答弁でございました。

文化財の保存・管理という観点だけなら、歴史文化課が責任をもって検討を進めればいいと、こういうことになるかと思います。

しかし、この「若狭町文化財保存活用地域計画」これにあるようにですね、文化財であります「脇袋集落の風景」これが文化財だと。この風景そのものを現代に生かそう、そのような観点に立つならば、この検討は歴史文化課だけでなく観光商工課、総合政策課など、より広い角度からの横断的な検討が必要かと思います。

そのためには、脇袋古墳群の景観を保存・活用することを部局横断的に議論・検討する、言わば協議会的な組織をつくることがよろしいというふうに思います。

町長の見解をお尋ねします。

○議長（辻岡正和君）

松宮歴史文化課長。

○歴史文化課長（松宮登志次君）

それでは、御質問にお答えします。

文化財に関わります、近年の国の文化振興行政におきましては、貴重な国民的財産である文化財の保存はもとより、その活用に向けた施策につきましても積極的に措置されているものであります。

そういった中で、議員、御指摘の「文化財が育む地域の歴史的景観」についても、高い価値を有しているものと考えております。

西塚を中心とした脇袋古墳群について、保存と活用における具体的な施策として、現在、確定されているものではありませんが、古墳群の活用に向けた取組を検討する際には、日本遺産のテーマにのっとりながら縄文文化や熊川宿などの文化財と連携した取組を推し進めるべく、全庁的に、総合的な検討が行われるべきものと認識しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

担当課長にお答えいただきました。

全庁的に、総合的な検討が行われるべきものと認識していると、このような答弁でございました。

全庁的に、総合的に検討するとなると、それを指示するのは町長でなければなりません。また、ある程度恒常的な組織が必要かと思います。

町長の任期は間もなく終わりますけれども、渡辺町長は続投を志しておられます。

続投がかなったならば、行われるべきものを行う、実行に移していただくことを要望をしておきます。

脇袋の古墳を整備したり管理したりする上で、土地の大部分が私有地であるという難しさがございます。

その点、どのように解決を図っていくおつもりでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

松宮歴史文化課長。

○歴史文化課長（松宮登志次君）

それでは、御質問にお答えいたします。

古墳の整備に関しまして、一般的には、古墳本体の修復復元工事を伴う事業を実施する場合などにおいて、墳丘部分を含む史跡の一部範囲の公有地化が整備方策の選択肢の一つとなるものと認識しております。

そういった際には、当然に地元と協議の中で進められていくものと考えております。

また、私有地であるところの古墳の日常的な維持管理につきましては、それぞれの古墳ごとに所有者の方とよく調整し、史跡古墳群としての良好な景観を保持するために、町は管理者の立場から適切に取り組んでいく考えでありますので、御理解賜りますよう

お願いをいたします。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

古墳の修復・復元工事、これは、西塚の欠損部分を修復して前方後円墳らしい形にすると、このことを指すと思われますけれども、これをするためには、できれば土地を公有地にすることを考えたいと、そういうことですよね。

一方、古墳の管理、つまり、草刈りなどのことですけども、これについては私有地である場合、土地所有者、つまりこれは古墳の所有者ということになりますけれど、よく相談し調整して適切に取り組んでいくと、このような御答弁でした。

所有者は非常にたくさんいらっしゃいますので、ケース・バイ・ケースだということで、それに応じて適切に行いますと、このような意味かと思います。

昔は、これが古墳であるということは知らずに、土地所有者は野菜畑や茶畑にしておりました。樹木も生えていました。現在でも、そのような状態が見られますけど、そういう古墳もありますが、畑として使われていけば日常的にそれなりに管理されます。

ところが昨今は、古墳どころか平地の優良な畑でさえ高齢化や獣害のため、耕作放棄地になってしまうような時節柄でございます。

古墳も管理されなければ荒地になり、形も崩れていくかもしれません。

ちょっとそういう傾向も見られるようですけどね。

古墳を整備し、景観を保存していきたい、これは、脇袋で暮らす人々の願いでもあると思います。

私は、どの古墳についても将来にわたって安定的に保全・管理を行うには、その土地を公有化するのがベストであると、そのように思っております。

しかし、これは簡単にできることではありません。

現在の土地所有者がどのような思いでおられるのか、先祖代々の土地ですからね。

公有地化のための資金が町にあるのかなど多くの問題がございます。

一朝一夕に公有地化できない以上、どうやって公有地化を進めていくのか、今からその検討を始めていただきたい。

そして、一步一步、できるところから公有地化を進めていく、そのように希望いたしますけれども、見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

松宮歴史文化課長。

○歴史文化課長（松宮登志次君）

それでは、御質問にお答えします。

まず、古墳が所在する地元地域住民の皆様から、文化財である史跡が所在する土地を実際に所有し、また、身近に管理していくことの実情や御意見についてお聞きしていきたいと考えております。

そういった取組の中で、古墳群の保存活用に関する方針についても議論を重ねてまいりたいと考えております。

御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

脇袋古墳群を保存・活用するための議論をする。地元住民や古墳の土地所有者との対話を進める。このような御答弁でした。

手間暇のかかる息の長い作業だと思いますけれども、未来のこの脇袋の風景をイメージしながら頑張っていたきたいと思います。

次の質問に移ります。

民間事業者による「三十三間山での風力発電計画」が持ち上がり、本町では「再生可能エネルギー導入と環境保全の関係」がにわかにクローズアップされるようになりました。

このような中、1月30日、町は三十三公民館を会場に、「再生可能エネルギー導入による地域課題とその対応」と題して、錦澤滋雄先生の講演会を行いました。

これは「三十三間山での風力発電」という特定の事業の話ではなくてですね、「再生可能エネルギー導入」に関する一般論としての講演だったわけですが、この講演会の目的は何だったのか。つまり、町としてはこの講演会を通して町民に何を考えてほしかったのか、お伺いをいたします。

二択でお願いをしたいんですけどもね、ア)とイ)を言いますからね。

ア)「地域課題をクリアしながら、再生可能エネルギーの導入を促進していくこと」これを町民に考えてほしかった。イ)「再生可能エネルギー導入は、地域課題が山積しているので難しい」こういうことを考えてほしかった。

ア)、イ)のどちらでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

現在、町では、環境基本計画の改定を進めております。

若狭町といたしましても、世界的な流れや国の施策方針に沿った考え方は重要であると認識しており、計画の改定に当たっては、若狭町環境基本計画策定委員会を組織し、協議を進めております。

その委員会に東京科学大学の錦澤滋雄准教授を副会長としてお迎えし改定を進めているところです。

錦澤先生におかれましては、風力や太陽光などの再生可能エネルギーやそれらの計画に当たっての合意形成について専門に御研究されており、今回の計画改定に必要な知見をお持ちです。

政府は、2020年10月に地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、改定中の環境基本計画においては、若狭町の10年後の姿として、「自然と人が共生するサステナブルなまち若狭町」を目指すべき将来像として、温室効果ガス削減に係る5つの行動方針を掲げて取り組むこととしております。

その行動方針の一つに「脱炭素社会の実現」を掲げており、その実現には、地域との共生を前提として、導入可能性調査結果や地域住民との話合いの結果などを踏まえ、再生可能エネルギーの導入検討を進めるとしております。

そのような観点から、再生可能エネルギーの利点や課題に対する理解を深めるために、去る1月30日に若狭町環境講演会として、再生可能エネルギーの分野に精通された錦澤先生に「再生可能エネルギー導入による地域課題とその対応」と題して講演をしていただきました。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

町としては、地域課題をクリアしながら、再生可能エネルギーを導入したいと。

つまり、講演会を行った目的はア）、イ）のア）だと、このようにお聞き取りをしたわけですが、そうですね、そのように確認させていただきます。二択のア）だということでございます。

地域課題をクリアしながら、再生可能エネルギーを導入したいと、そういうことでしたら、錦澤先生は、この合意形成に向けた方策として町が、a）b）c）3つあります。

a) 立地規制の条例制定、規制する条例をつくりなさいと、こういうことですね。b) ゾーニングの作成、地図の中で、ここは適しているよ、ここは駄目だよ、ここはよく相談してくださいよ、そういう色塗りを、色分けをするということですよ。c) 課税による立地等のコントロール、税金をかけるということで、これはちょっとよく分かりませんが、こういうことを実施するということをこれが町がね、町がそういうことをやるということを提案しておられました。

町長の見解というか感想というか御意見いかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

今は高校受験大学受験のシーズンでもありますし、先ほどの北原議員の御質問、ア)、イ) どちらかで答えよというところがですね、こういった大変重要な課題であり、また、様々なこういった要因を踏まえているという点からも、あらゆる検討であり、また、行動、取組、そういったところをいろいろと町としても模索している状況でもあります。

また、国としてもですね、2040年にはこういった温室効果ガスを73%削減すると、また、2050年には温室効果ガス排出を全体ゼロとするという方針も掲げられておりますので、地方自治体としてはですね、そういった方針にのっとって、再生可能エネルギーの導入であり、あらゆる方策・手段を実行しながらですね、こういった目標と一緒に達成しなければいけないという思いを強く持っているところでございます。

その上で、再生可能エネルギーの導入に当たりましては、まず安全性の確保であったり、適正な立地を前提とした自然環境への配慮や地域住民の皆様の理解を得て進めるということがまず重要であるというふうに認識をしております。

この講演会におきましては、各種の再生エネルギー発電事業において、自然保護や景観、騒音、土砂災害といったことが要因となる環境紛争、錦澤先生は「環境紛争」というお言葉を使われておりますけども、各地でこういった問題が発生しているというところも解説をいただきました。

そういった意味からは、再生可能エネルギーの導入については、慎重に判断をするということは必要であるというふうに考えますし、あわせて、地域住民の皆様やこの開発を進める事業者等、関係者が合意形成の下に進めることも必要不可欠であるというふうに認識をしております。

講演会では、合意形成に向けた方策として、環境への影響低減と地域の便益創出の方策を先進地の事例も併せて御紹介をいただいております。

その中で環境への影響低減の方策については、立地規制の条例制定やゾーニングによるエリア分けなど、先ほど北原議員からも同じように御紹介をいただきました。

この講演を基に若狭町といたしましても、今、同じくして環境基本計画を策定させていただいているところでございます。

また、独自にこういった再生可能エネルギーであつたりカーボンニュートラルという観点から、食品廃棄物を活用した小型バイオガスパラントの発電であつたり、町内に立地されている発電機メーカーが研究開発を進められている水素発電機、また、水田を活用したカーボンクレジットの導入、他の自治体も導入されておりますけども、実質、再生可能エネルギーを由来とした電力を公共施設に導入すると、こういったようなことも調査研究をしながら、今後、具体的な行動計画に反映していけるようにしっかりと検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

再エネ開発と環境保全は相反するがゆえにですね、共存を図るための合意形成が必要です。

ずっと答弁も伺ってるわけですが、ちょっと町長のスタンスにはですね、この再エネ開発を前に進める、環境保全と共存させて前に進める、再エネをやるんだよというのがちょっと本気度がどうかなという感じがするんですが、これ、この点ね、後れを取るといいですかぼうっとしてると、再エネに関して、乱開発の町になってしまう。先ほどのゾーニングとかね、いろいろやらないと、さもなくば、再エネ開発ゼロと、ゼロ開発の町になってしまう。オールオアナッシングみたいですがね、そういうふうにどちらかになってしまいかねないと、こういうことも危惧されますので、ぜひ、その取組を強力にしていきたいと思うところです。

再生可能エネルギーを導入したいと、今先ほど、町長が後半でかなりいろんな例を挙げられました。これが町の本心ならばですね、再生可能エネルギーの生産を産業として捉えて、その振興を図る担当課を決め、担当者を配置する必要があると思います。

町長の見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

様々な事業を積極的に推進するに当たって、先ほども古墳についてのそういった保

存・活用についても横断的に取り組むべきというふうに御指導もいただきました。やはりこういった今の時代の流れの中、役場、庁舎もそれぞれの課のみならず、いろんな分野が関係していると、そういった庁舎内の横断的であったり、またプロジェクトとしての取組というところは、事業をしっかりと推進していくと、そういった意味では本当に必要な取組であり柔軟性というのを持たなければいけないというのもこの4年間、町長を務めさせていただいて認識をしたところでございます。

今ほど御指摘をいただきましたけども、やはりこういった取組ですね、この実質2050年にはカーボンニュートラルゼロにしなければいけないというわけでございますので、そこに向かっては、そういった再生可能エネルギーの導入というところも積極的な姿勢というのにも必要不可欠だというふうに認識をしております。

また、先般、2月18日には国において、第7次エネルギー基本計画が閣議決定をされました。

これも何度も、いろいろ中身を読み返させていただいております。そこにも先ほどと同じになりますけども、やはり、2050年までには温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると、そして、カーボンニュートラルを目指すに当たって、2040年には温室効果ガス73%削減、その目標に当たっては、エネルギーの安定供給や経済成長、脱炭素を一体的に取り組むこととして実現するというふうに明確に示されているわけでございます。

その方向性の一つに、徹底した省エネルギーであったり、製造業の燃料転換を進めるとともに、再生可能エネルギーや原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するというふうにもうたわれております。

この中で、2040年度の発電量全体に占める各電源の割合を再生可能エネルギーについては、4割から5割程度と、そして、火力につきましては3割から4割、また、原子力については2割程度とするというふうに示されており、AIの普及等を背景とした今後の電力需要が増えるというふうに見込まれるというところも一つの要因とされております。

これは国のエネルギー基本計画の中で示されているということを、今、紹介させていただいております。

そして、再生可能エネルギーをこういった主力の電源として、さらには、原子力などあらゆる電力を活用しながらバランスの取れた電源構成を目指していくというところが国の、今、第7次のエネルギー基本計画の方針として示されておりますので、そういった方向性を町としてもしっかりと重要であるというふうに認識をしておりますし、現在

改定中の若狭町環境基本計画の中でも、10年後の2034年度の再生可能エネルギー導入量を2022年度と比較して約5割増加させることを若狭町としての目標として掲げさせていただいております。

現在、当町の環境政策においては、これまで自然環境保護や脱炭素の観点から環境部局を中心に取組を進めてきております。

その上で、再生可能エネルギーの推進をするとすると、やはり、政策部局をはじめ、庁内横断的に連携を図りながら、そして、何よりも重要なのは地域との共生というところを大切にしながら、エネルギー供給や地域経済にも効果がもたらされるように、議員、御指摘のとおり、体制を整えることが重要であるというふうに考えております。

2050年には温室効果ガス排出ゼロを目指さなければいけない。ただ、トランプ大統領は掘って掘って掘りまくれというふうに今言っているわけでごさいますので、こういった地球全体で、温室効果ガスの排出ゼロ、地球温暖化を抑制すると、こういったことを実現しなければいけないということにあるわけでごさいますので、自治体としての使命、そして私一個人としてのできるべきことをしっかりとこれからも取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今ね、若狭町の今後やるべきことということでお話がありました。

本町は、再生可能エネルギーという点で言えば、全国的に大変低いレベルにあります。発電量が小さいわけですね、%がね。そういう点では、現在値が小さいんですから、今お話のあった10年後の目標150%だと、これはちょっと少な過ぎるんじゃないかと。やっぱり全国の自治体に負けない程度の再生可能エネルギー発電をお願いしたいと、こういうふうに思いますね。

時間がまいりましたので、私の一般質問を終わりたいと思いますが、いろいろと有意義な御答弁をいただきましてありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をします。

（午前11時48分 休憩）

（午前11時52分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

～日程第3 議案第1号から日程第7 議案第5号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第3、議案第1号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から日程第7、議案第5号「令和6年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」までの5議案を一括議題とします。

この5議案については、去る2月25日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

予算決算常任委員会委員長から審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月25日、令和7年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました、議案第1号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から議案第5号「令和6年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」までの5議案について審査報告をいたします。

議案審査のため、2月25日午前10時30分より議員12名出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第1号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,123万4,000円を減額し、予算総額を130億5,725万2,000円とするもので、歳入の主なものは、町税が660万4,000円の増額、地方交付税が1億1,788万4,000円の増額、寄付金が3,220万円の増額、繰入金が4,689万3,000円の減額、町債が1億2,720万円の減額などであります。

次に歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、企画一般管理事業で3,945万1,000円の増額、ふるさと納税推進事業で7,871万4,000円の増額、地域おこし協力隊事業で1,220万円の減額、災害情報放送設備整備事業で1,343万円の減額、減債基金費で3,408万8,000円の増額など、合わせて1億244万6,000円の増額であります。

民生費では、訓練等給付費事業で1,214万2,000円の増額、パレオ若狭管理

事業で1,395万5,000円の増額、児童手当事業で1,698万円の減額など、合わせて12万5,000円の減額であります。

衛生費では、予防接種事業で2,010万円の減額など、合わせて3,395万6,000円の減額であります。

農林水産事業費では、多面的機能支払交付金事業で229万1,000円の減額、農業用電力価格高騰支援事業で219万2,000円の増額、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業で340万円の増額など、合わせて425万7,000円の増額であります。

商工費では、商工振興企画事業で894万5,000円の減額、地域経済活性化事業で334万5,000円の増額など、合わせて1,351万2,000円の減額であります。

土木費では、除雪対策事業で1,200万円の増額、道路維持修繕事業で4,800万9,000円の減額など、合わせて3,720万1,000円の減額であります。

消防費では、消防費事業で399万5,000円の増額であります。

教育費では、瓜生小学校改修事業で1,767万1,000円の減額、野外運動施設管理事業で675万8,000円の減額など、合わせて3,713万8,000円の減額などであります。

以上が、一般会計補正予算（第6号）の概要であり、次に審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問 一般会計補正予算全体の概要説明中、総務費で次世代定住促進事業や空き家対策事業、地域おこし協力隊事業が大幅な減額となっている。これらの事業は人口減対策で町長が重視している事業であるが、なぜ減額となるのか。

答 当初予算で十分に事業が実施できる予算を組んでおり、次世代定住促進事業や空き家対策事業については、事業実施後に執行残が出たため減額補正をするものである。地域おこし協力隊事業については、予定していた一部の期間を雇うことができなかったため、その分を減額することとなった。

次に、教育委員会事務局関連では、

問 スポーツ少年団の数が減ったため、活動補助金の予算を減額するということだったが、団体が統合したためであり、活動している子どもたちの人数はそれほど変化がないと思われる。補助金の算出方法を見直すなどし、活動に対して助成できないか。

答 現在の活動補助金は、1団体当たり基本額3万円に団員数分の保険料などを加え

て算出している。御意見をいただき、今後活動を支援するような内容も考えていきたい。

問 瓜生小学校の改修について、工事の進捗状況はどうなっているのか。新学期に間に合わないために、仮設校舎として熊川小学校を利用すると聞いたが、廃校になる学校を使用するのはおかしいのではないか。

答 体育館改修工事については完了しており、本校舎は令和7年度に改修を予定している。熊川小学校の利用については、工法などを検討する中での一つの案として保護者に説明させていただいた。校舎改修が遅れたことに関しては大変申し訳なく思う。まずは、上中小学校を開校させていただき、子どもたちの安全面を最優先しながら校舎改修を実施していきたいと考えている。

次に、福祉課関連では、

問 老人クラブの数が減っているということだが、人口減少により1つの集落や自治会だけでは老人クラブの活動が難しい。2集落以上でまとまって活動できるような補助金にならないか。

答 1集落単位で30人以上の老人クラブについては国庫補助金が受けられる制度となっている。人口減少が進む中、老人クラブ活動そのものが難しいといったことなども含め県にも要望していく。

問 緊急通報体制整備事業が減額となっているが、緊急通報体制を希望する人が少ないということか。必要な方はたくさんいると思うが、町として広報などで広める努力が必要ではないか。

答 緊急通報体制見守り電話は、必要とされていない方もおられるが、定期的に利用者に電話で安否を確認する事業であり、民生委員はじめ各種委員を通じて周知をお願いしているところである。今後も広く周知するとともに、制度を継続していきたいと考える。

次に、総合政策課関連では、

問 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業とあるが、若狭町も立地地域になるのか。

答 この事業は嶺南地域の将来像を考えるという共創会議であり、広く立地地域の中に若狭町も入っている。

問 SDGs集落づくり推進事業補助金だが、各集落の事業内容を見ると、もっと利用できる集落もあったのではないかと残念に思う。今後、同事業の実施予定はないのか。

答 SDGsまちづくり推進事業は、令和7年度当初予算が骨格予算のため、補正予算でお願いしたいと考えている。集落ヒアリングの中で事業内容を伝え、より活用して

いただくようお願いしていきたい。

次に、環境安全課関連では、

問 防災資材機材のうち、給水袋が交付金対象外ということだが、ほかにも対象外はあるのか。

答 消耗品に準じたものは対象外となる。

次に、観光商工課関連では、

問 キッチンカー導入補助金の補助件数が6件となっているが、想定された台数なのか。予定数を超えた場合はどうするのか。

答 本補助金については、あらかじめ相談があり、希望調査をした結果で6件として
いる。今後については、今回の補助事業の状況により、補正も含めて検討する。

次に、建設課関連では、

問 気山地系の排水路修繕事業について、全体事業費に占める測量業務費が高いように
思うが、委託費用はどのように算出したのか。

答 測量業務費については見積りにより、町で算出している。今回の修繕事業は国交
省が工事を施工することとなっているため、事業費に工事費は含まれていない。

問 急傾斜地の負担率の違いは何か。

答 急傾斜地崩壊による被害想定区域内に公共施設、避難路の有無、斜面の高さなど
により10%、5%と決められている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもっ
て、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第2号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は既定の
歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,205万8,000円を減額し、予算の総額を
15億4,525万8,000円とするもので、歳入の主なものは、国民健康保険税が
140万4,000円の減額、県支出金が5,137万1,000円の減額などであり
ます。

歳出の主なものは、保険給付費が5,203万8,000円の減額などであります。

議案第3号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、既
定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ232万7,000円を追加し、予算の総額を2
億4,206万4,000円とするもので、歳入は後期高齢者医療保険料が387万6,
000円の増額、一般会計繰入金が154万9,000円の減額であります。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第4号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ432万7,000円を減額し、予算の総額を20億5,073万9,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金が366万5,000円の減額、県支出金が105万9,000円の増額、繰入金が166万8,000円の減額などであります。

歳出の主なものは、総務費が316万円の減額、地域支援事業費が152万6,000円の減額などであります。

議案第5号「令和6年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出の予算の総額からそれぞれ1,197万円を減額し、予算の総額を2億6,117万円とするものです。

歳入は財産収入が1,137万円の減額、県支出金が209万円の減額、繰入金が3,149万円の増額、町債が3,000万円の減額であります。

歳出は土地開発事業費の減額であります。

次に、特別会計における主な質疑であります。特記すべき質疑はありませんでした。

全ての質疑を終了し、議案第2号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」から議案第5号「令和6年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」までの4議案について、それぞれ討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第1号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第４号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第４号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第４号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号「令和６年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５号「令和６年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

議案審査のため、明日５日から１６日までの１２日間休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、明日５日から１６日までの１２日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(午後 ０時１８分 散会)